

# 運輸安全マネジメントと保安監査 ～索道事業の安全確保～

---

国土交通省 北海道運輸局

鉄道安全監査官

令和6年7月2日

## 平成17年 各運輸事業で事故やトラブルが多発

### ◆鉄道(平成17年4月)



列車脱線事故  
〈死者107名、負傷者562名〉

### ◆鉄道(平成17年3月)



踏切障害事故  
《死者2名、負傷者2名》

### ◆自動車(平成17年4月)



トラック踏切衝突事故《飲酒運転》

### ◆航空(平成17年3月)



客室乗務員の  
非常口扉操作忘れ

### ◆海運(平成17年5月)



フェリー防波堤衝突  
〈負傷者23名〉

# ヒューマンエラー

誤認や誤動作など  
人間に起因するミスやエラー



**平成17年6月 発足**

**公共交通に係るヒューマンエラー  
事故防止対策検討委員会**

# 指 針

事業者自らが安全管理体制を構築すること

国による安全管理体制の評価を行うこと

## 安全管理体制

経営者・代表者

安全統括管理者

索道技術管理者等

現場

索道技術管理員

索道係員

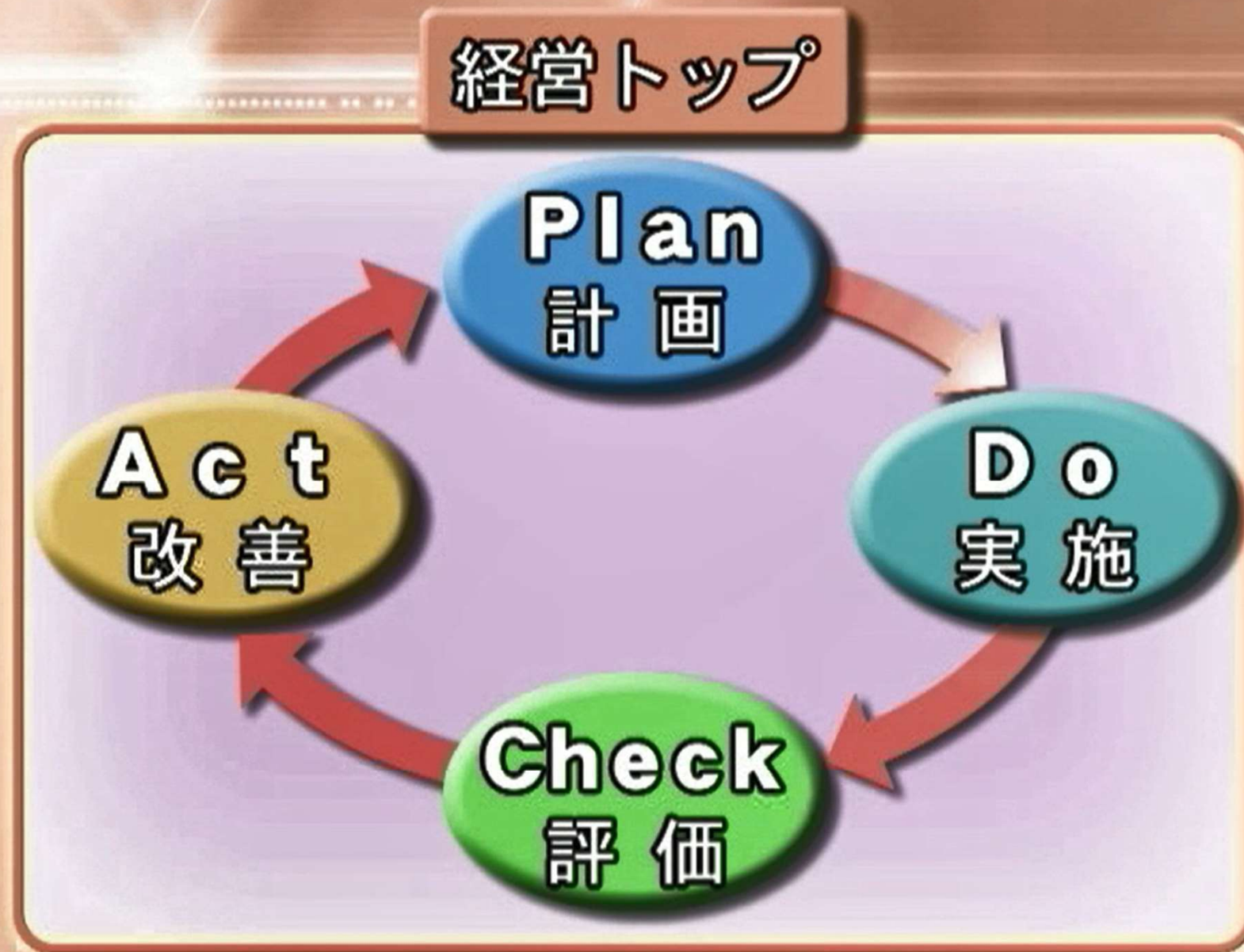


## 安全確保に向けた国の役割

経営トップから現場までが  
一丸となって作り上げた  
安全管理体制を  
運輸安全マネジメント制度で  
評価・助言



索道施設の維持・管理  
運転取扱い等の適否  
法令違反の有無  
保安監査でチェック



## 安全管理の進め方に関するガイドライン

- |               |                           |
|---------------|---------------------------|
| (1) 経営トップの責務  | (8) 重大事故対応                |
| (2) 安全方針      | (9) 法令遵守                  |
| (3) 安全重点施策    | (10) 教育・訓練                |
| (4) 安全統括管理者   | (11) 内部監査                 |
| (5) 責任・権限     | (12) マネジメントレビュー<br>と継続的改善 |
| (6) コミュニケーション | (13) 文書の作成管理              |
| (7) 事故情報等の報告  | (14) 記録の作成管理              |

※付属書「鋼索鉄道・索道事業者等における安全管理の進め方」に記載する内容を  
もとにに取り組むことが可能



## 輸送の安全に関するPDCAサイクル



### 代表者の責務

代表者(経営者)は、安全管理体制に**主体的かつ積極的に**関与し、**リーダーシップ**を発揮



### 安全方針

安全方針を策定・周知

### 安全重点施策

安全方針に沿って、年度の安全に関する**目標**とそれを達成するための**取組計画**を策定・周知

P  
(Plan)

情報伝達及びコミュニケーションの確保



法令等の遵守

輸送の安全に必要な手順・規則



教育・訓練



事故等の対応

D  
(Do)

安全管理の取組み状況の改善



点検の結果等、安全管理体制の中で明らかになった課題等について、**継続的に**是正措置及び予防措置を実施

A  
(Act)

安全管理の取組み状況の点検

C  
(Check)

自社の安全管理体制の構築・運用状況の**社内チェック**を少なくとも**1年毎**に自らチェック(重大事故等の場合は随時)



文書の作成及び管理

記録の作成及び維持

運輸事業者の**代表者(経営者)**や**安全統括管理者等**を対象として、実際の安全に関する取組みの実施状況を確認し、その取組みや体制の改善等に向けた助言を行うため、**職員が事業者に対し、評価**を行うこととしています。

例

## 運輸安全マネジメント評価の実施



運輸安全マネジメント評価実施の様子

- 実施期間：1日～2日間で実施
- 場所：事業者の本社等
- 作業内容：代表者ほか安全統括管理者へのインタビューと書類の確認
- 評価指針：鋼索鉄道・索道事業者における安全管理の進め方（ガイドライン）



QRコード  
運輸安全マネジメント制度解説ビデオの公開  
(国土交通省HP)



## 国土交通省ホームページへ

https://www.mlit.go.jp/unyuanzen/index.html



国土交通省 運輸安全

検索



QRコード  
運輸安全マネジメント制度に関する参考資料  
(国土交通省HP)

## 2. 索道保安監査について ～索道事業の安全確保～

---

国土交通省 北海道運輸局

鉄道安全監査官

令和6年7月2日

# 2 - 1. 保安監査とは？

保安監査は、

- 輸送の安全を確保するための取組が適切であるか
- 施設の管理及び保守並びに運転取扱いが適切であるか

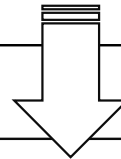
等について監査することにより、輸送の安全を確保することを目的としている。

※ 根拠法令：鉄道事業法第56条（立入検査）

## 実施方法

監査では、

- 輸送の安全確保に関する安全管理体制
  - 索道施設及び運転取扱いに関する法令の遵守状況
  - 索道施設の整備状況、補修計画及び補修実績
  - 保安業務に従事する係員の教育訓練の実施状況
- 等について、書類監査や現場への立入りにより確認する。



## 監査結果の処理

保安監査の結果、改善すべき事項が認められた場合には、改善命令又は改善指示等を発出。

① 事業改善命令 <small>(鉄道事業法第23条の行政処分)</small>	輸送の安全、利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実があると認められる場合は、鉄道事業法第23条の規定に基づく事業改善命令を発出することができる。
② 改善指示 <small>(行政指導)</small>	①以外の場合であって、輸送の安全、その他公共の利益を阻害している事実がある場合又は阻害するおそれがあると認められるときは行政指導を行う。

## 令和4年度の索道保安監査実施状況

監査事業者数 (実績)	監査索道基数 (実績)		
	普通索道	特殊索道	合計
全国 65 事業者 (21)	17基 (9)	180基 (38)	197基 (47)
北海道 15 事業者 (3)	2基 (1)	40基 (3)	42基 (4)
全 国 +44 北海道 +12	+ 8 + 1	+142 + 37	+150 + 38

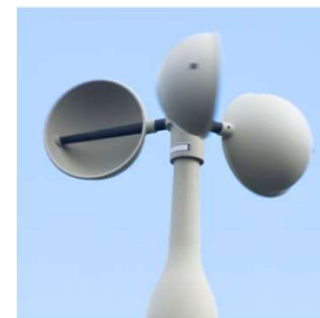
※( )内は令和3年度の数を示し、下欄は3年度に対する4年度の増減を示す。

### 令和4年度 処分件数(項目別)

	手続き	検査	運転取扱	施設	細則	一般事項	合計
全国	21件	24件	1件	25件	22件	3件	96件
北海道	8件	11件	1件	9件	2件	0件	31件

### 改善命令・指示の主な内容

- 手続き : 加速度検出、風速計設定値変更（工事計画、運転細則との相違）
- 検査 : 検査結果不適切（制動試験）、絶縁抵抗不良、検査項目の一部未実施、記録保存なし
- 施設 : 電気設備不良（絶縁抵抗）
- 一般事項 : 教育・訓練の一部未実施



- 同じ事例でも原因により2種類に分けられる
  - ・法令や規程を正しく理解できているが違反したケース
  - ・法令や規程を理解出来ていない、または誤って理解していて違反したケース
    - ➔ 安全管理体制の浸透、教育の見直し、設備の改修などの措置が必要



## 2 - 4 ①. 保安監査における指摘事項（手続き関係）

指摘箇所		件数	北海道	指摘事項の内容	根拠法等
項目					
手続き関係	施設	6	6	過速度検出及び風速計に係る索道施設の変更手続き未実施	事業法 38(12) 38(19)
		4	0	救助装置、風速計、非常停止用押ボタンスイッチ等の取付位置に係る索道施設の変更手続き未実施	
		3	0	保安通信設備、救助装置の種類を変更に係る索道施設の変更手続き未実施	
		4	1	保安通信設備、停留場の非常停止スタンド、線路監視装置の増設・撤去に係る索道施設の変更手続き未実施	
		4	0	搬器数減少に係る索道施設の変更手続き未実施	17

指摘箇所		件数	北海道	指摘事項の内容	根拠法等
項目					
手続き関係	施設	1	0	乗越検出装置の作用変更に係る索道施設の変更手続き未実施	事業法 38(12) 38(19)
	施設以外	2	1	索道運転事故が発生したにもかかわらず、運輸局への速報、索道運転事故報告書及び索道運転事故等届出書が未提出	
	小計	21	8		



## 2 - 5 ①. 保安監査における指摘事項（検査関係）

指摘箇所		件数	北海道	指摘事項の内容	根拠法等
項目					
検査関係	点検・検査	3	1	配電線路に係る電柱について、1月及び12月並びに臨時検査が未実施	事業法35 索道省令42, 43 審査要領10. 3, 10. 4
		3	2	補助制動装置及び保安装置の絶縁抵抗測定未実施	
		1	0	受配電設備の定期検査について、外注先の検査結果報告に基づく判定未実施	
		1	0	握索装置の解体検査が整備細則の周期を超過	
		1	0	加速度検出装置・過負荷検出装置・異常風速検出装置作用の良否未実施	19

## 2 - 5 ②. 保安監査における指摘事項（検査関係）

指摘箇所		北海道	指摘事項の内容	根拠法等	
項目	件数				
検査関係	記録・保存	4	3	検査記録の一部が未保存	事業法 35 索道省令 42, 43 審査要領 10.3, 10.4
		1	0	未設置の設備についての検査記録	
		3	3	検査結果の未記載	
		2	2	実際の設備と検査記録簿との不整合	
	小計	24	11		

## 2 - 6 ①. 保安監査における指摘事項（施設関係）

指摘箇所		件数	北海道	指摘事項の内容	根拠法等
項目					
施設関係	電気設備	5	4	絶縁不良の夜間照明設備使用、接地抵抗、絶縁抵抗が検査基準値を超過	事業法 35 索道省令 19, 27, 32, 39, 42 審査要領 3. 2, 7. 2, 10. 1
	乗降場	1	1	転落防止ネットが木製の板に変更	
	乗降場・乗降場間	9	3	旅客が遵守すべき事項の表示不備	
	乗降場間	1	0	搬器と木の枝が接触	
	制動装置	1	0	ブレーキシュー隙間間隔基準超過	
	緊張滑車	1	0	ころがり軸受の交換時期が整備細則の基準を超過	
	搬器	1	0	搬器の出発間隔が運転細則と相違	21

## 2 - 6 ②. 保安監査における指摘事項（施設関係）

指摘箇所			北海道	指摘事項の内容	根拠法等	
項目	件数					
施設関係	保安設備	過張力検出装置	2	1	過張力検出装置の取付位置が不適切	事業法35 索道省令 19, 32, 39 , 42 審査要領 2. 1, 10. 1. 10. 2. 10-3
		乗車規制装置	1	0	乗車規制装置の電源が切られていた	
		速度計	1	0	速度計が故障していた	
		運転予鈴	1	0	運転予鈴の未設置	
		非常停止用押しボタンスイッチ	1	0	中間停留場に設置されていた非常停止用押しボタンスイッチの損傷	
	小計	25	9		22	

### ★ 整備細則・運転細則

- ・現状の索道施設、運転取扱いとの整合性
- ・検査周期、検査項目、検査記録の整合性

### ★ 検査結果の判定は複数で確認

- ・基準値の判断ミス、転記ミス、記入漏れ等



### ★ 各種手続き等の必要性を理解

- ・工事計画、運転・整備細則、施設変更など
- ・安全管理規程の変更
- ・安全統括管理者、索道技術管理者の選解任届出
- ・安全報告書の公表など

### 1. 安全管理規程変更届出について

安全管理規程の変更は、

「**安全管理体制図の変更**」によるものが多い。

(例)・索道基数の変更、索道技術管理者数の変更

・安全統括管理者、索道技術管理者等の役職名の変更  
など



#### 【注意事項】

安全管理規程の変更は、

施行日(改正日)より前に届出(事前届出)

と法に定められている。



## ◆安全統括管理者選任・解任届出

根拠：鉄道事業法第38条において準用する同法第18条の3

### 1. 選任要件（鉄道事業法施行規則第58条の4）

◎ 索道の安全に関する次のいずれかの**業務の経験 3 年以上**

- ① 索道の設計、施工・製作・改造
- ② 索道の運行及び索道施設の保守（**季節限定 1シーズン0.8年**）
- ③ 索道の設計計画、投資計画、人員計画等の作成業務等管理的業務
- ④ 上記①～③に類する業務

◎ 次のいずれの権限も有する者（**原則：取締役等**）

- ① 当該索道の安全の状況を把握できる権限、
- ② 統括すべきすべての安全関係部署 に対して指揮命令権  
を行使し又は必要な指示を出し得る権限

◎ **解任命令で解任された日から2年を経過しない者は不可**

### 2. 選任・解任届出等

◎ 選任・解任届出⇒**事後届出**（変更後、遅滞なく）

◎ **事業者ごとに1名の選任**

（複数の各事業所で組織、権限が独立⇒事業所ごとに選任可能）

安全統括管理者を選任・解任した場合には、  
**遅滞なく届出**を行う必要があります。  
(事後届出)

※ 遅滞なく・・・概ね2週間以内でお願いします。

このため、安全統括管理者を選任・解任した時には、早めに届出書をご提出ください。

これら届出書の提出にあたり、ご不明な点がございましたら、鉄道部鉄道安全監査官にご相談ください。



電話(011-290-2734)

# ・安全報告書の公表について

毎事業年度終了後6ヶ月以内の公表をお忘れなく。

通常、事業年度終了月は、会社の決算月  
公表は、インターネットなど

後日、公表調査にもご協力を

お願いいたします。



# おわり

ご清聴ありがとうございました。